

資料 1

本会議の検討内容（事務局案）

目次

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理
2. 正誤表の取り組み（正誤表案）
3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）
4. 本会議における討議事項
5. 今後の討議事項(案)

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-1. 見直し検討の考え方

令和7年度末までの全国自治体の標準化完了にむけ、標準仕様書の改定について、令和6年度に検討を行い令和7年度末までにシステムに取り込む内容と、令和8年度以降に取り込む内容に切り分けました。

見直しの考え方

令和6年3月31日に標準仕様書（1.2版）が公表され、仕様書に基づいてベンダーおよび自治体は移行の準備を進めている。そのような状況下で機能追加や機能見直し等といった仕様の変更が発生した場合、システム開発や要件定義等の手戻りが発生してしまい、令和7年度末までの業務・システム標準化完了が実現できない恐れがある。そのため、**全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までの移行完了を実現するために、検討内容を切り分けること**としたい。

見直し方針

全国自治体の標準化完了期限である令和7年度末までは標準仕様書にて定義されている内容を検討範囲内として、標準仕様書として誤っている内容や他システムとの横並びでの調整事項の反映等、ベンダーや自治体の標準化移行支援に資する対応を優先する。
また、現在の標準仕様書では定めていないものの、自治体からの意見に基づいて業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件について、継続的に検討のうえ、**令和7年度の標準化完了後に取込みを行う。**

年度	検討の内容	対応方法	システム対応期限
令和6年度	標準仕様書の解釈等の記載や誤記の訂正等の範囲におけるベンダーや自治体の標準化移行支援に資する内容の取り込み	正誤表	令和7年度末まで
	令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせることが必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込み	改定	
令和8年度以降	現在の標準仕様書において、仕様の見直しが必要となる内容及び定義していない業務について、自治体からの意見に基づく業務の効率化やシステム運用費の削減、国民の利便性に資する要件等に関する意見の取り込み	改定	令和8年度以降

※正誤表及び改定の考え方は、それぞれP8-9、P16-17を参照

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-2. 令和6年度取り組み対象の切り分け

令和5年度の申し送りとして対応が必要な事項や令和6年度に新規でいただいたご意見・ご質問について、7つの検討テーマに区分し、令和6年度または令和8年度以降の取り組み対象に切り分けました

第一回研究会資料から一部抜粋

標準仕様書の見直しに向けたインプット	
継続	<ul style="list-style-type: none"> ■ 申し送り事項（令和5年度分）
新規	<ul style="list-style-type: none"> ■ 領域間の整合作業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 横並び調整方針/標準仕様書の改訂・運用等 ➢ 共通機能の標準 ➢ データ要件・連携要件の標準 ➢ 非機能要件の標準 ➢ ガバメントクラウドの利用基準 ■ 法令・制度改定対応 ■ 自治体・ベンダーからの意見・質問（PMOツール経由分）



検討テーマ区分		令和6年度 検討対象	対応方針
①	新規機能・帳票の追加	対象外	令和6年度下期以降に検討
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	対象外	—
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	対象	原則、「正誤表」対応 ※議論の状況によって変更
④	法令・制度改定予定の仕様書への反映	対象	制度改定の状況を見すえて対応
⑤	年金機構側の業務変更を伴う事項	対象外	令和8年度以降に対応する
⑥	横並び調整方針への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応
⑦	共通事項の整備への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応

1. 標準仕様書の見直しに向けた対応方針の整理

1-3. 本会議で確認する令和6年度取り組み対象の一覧

本日議論させていただき令和6年度の取り組み対象の一覧は以下のとおりです。

正誤表ではなく改定としたい、またはその逆とすべき等の意見があればぜひ理由と共にご意見をお願い致します。

No.	検討テーマ	タイトル	想定する対応区分	
1	③最適化	遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義	正誤表対応に向けて取り組む	
2	③最適化	付加年金の削除等に係る記載不備の指摘		
3	③最適化	住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除※改定へ変更	令和6年度標準仕様書改定に向けて取り組む	
4	③最適化	受付番号のシステム印字項目としての記載追加※改定へ変更		
5	③最適化	免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化		
6	③最適化	複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理		
7	③最適化	給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加		
8	③最適化	検索キー「年金コード」「旧氏」の削除		
9	③最適化	支援措置対象者の任意の情報連携先の追加		本会議で議論
10	①新機能	「消除事由」の判別方法		

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2-1. 正誤表の考え方と標準仕様書への対応方法

正誤表による対応範囲は、「標準仕様書の改定・運用に関する考え方（デジタル庁HP公表）」にて、「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」における訂正・補記のみとする、と示されている。

「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化における各種IDの管理方針」から抜粋

項目	種別	例	機能 ID の運用
機能要件	削除	機能要件を全て削除	元の機能IDを欠番とする
	分割	機能要件の分割	元の機能IDを欠番とする (1つの要件を2つに分割する場合、機能IDを2つ新規付番する)
	新規追加	新しい機能要件の追加	新規付番
	修正	一部追加 一部削除	元の機能IDを欠番とする 修正を行った機能要件に機能IDを新規付番する
	訂正	あきらかな誤記の訂正 (例：当該昨日→当該機能) データ要件・連携要件との管理項目不整合に伴う訂正	機能IDをそのまま利用し、訂正する
実装類型	修正	実装必須機能から標準オプション機能に修正	機能IDをそのまま利用し、修正する
要件の考え方・理由、備考欄	補記	機能要件の考え方等のみを加除	機能IDをそのまま利用し、訂正する

正誤表での対応範囲



標準仕様書への 対応方法（事務局案）

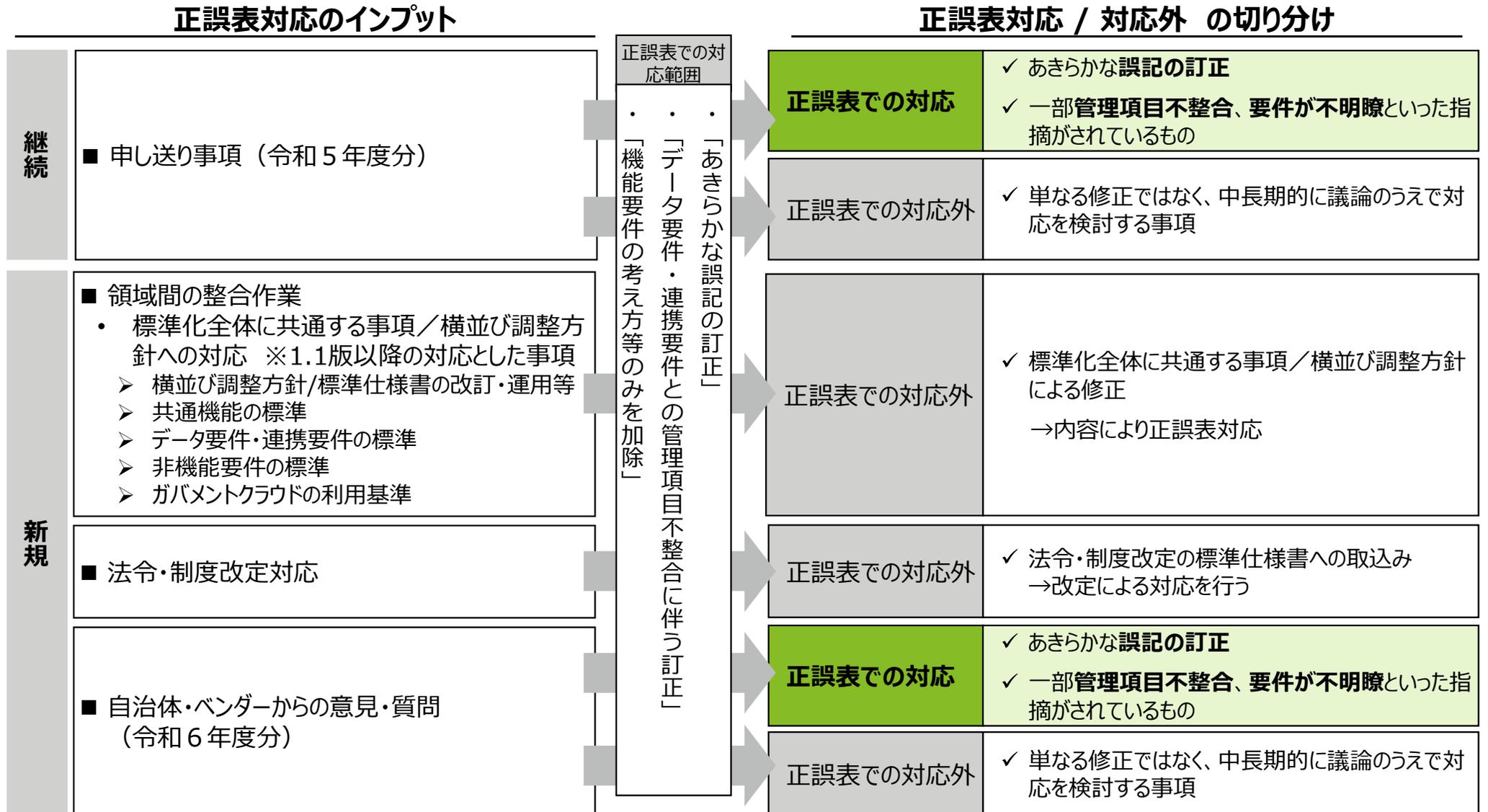
【正誤表】

- 発出時期
随時
- 発出プロセス：
事務局で正誤表を作成し、資料展開にて研究会構成員の意見を募ったうえで発出

2. 正誤表の取り組み（正誤表案）

2-2. 正誤表での対応/対応外の切り分け

正誤表対応は、令和5年度からの申し送り事項、令和6年度の新規ご意見について、基本的にはデジタル庁にて定められた3点の正誤表での対応範囲に合致したものを対象とします。



No. 1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

報告のみ

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： システム機能要件【第1.2版】の改定につき、「<u>遺族基礎年金</u>」に係る文言が削除されたが、年金給付の種類としての記載箇所についても削除されており、<u>削除された記載を元に戻すべき</u>ではないか。</p> <p>■ 理由： 様式に関して改定があった省令は「年管発0227第1号」であり、「遺族基礎年金所得状況届」の添付を削る内容であり、年金給付の種類としての記載は削除対象ではないと思慮。</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260274、0260276、0260278</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 削除された管理項目：「<u>遺族基礎年金</u>」の記載を元に戻す

※ 第二回ワーキングチームでも本対応事項に対する意見はなく、対応内容について合意済み

No. 1 遺族基礎年金が削除されたことに対する疑義

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）			正誤表案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260 274	<p>裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号</p> <p>【管理項目（未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力 がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除 年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能 とする。</p> <p>※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する 障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市 区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削 除・照会ができること。</p> <p>※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能と する。</p>	実装 必須 機能	026 027 4	<p>裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、年金コード、受付年月日、受付場所、裁 定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号</p> <p>【管理項目（遺族基礎年金・未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象 者</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力 がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除 年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能 とする。</p> <p>※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する 障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市 区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削 除・照会ができること。</p> <p>※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能と する。</p>	実装 必須 機能

他2機能も同様に対応（機能ID：0260276、0260278）

No.2 付加年金の削除等に係る記載不備の指摘

機能要件に関する正誤案について以下記載します。

報告のみ

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： 以下の該当する機能IDについては「障害基礎年金」は削除せずに、「付加年金」のみの削除をすべきなのではないか。</p> <p>■ 理由： 付加年金は、単独で裁定請求するものではなく、老齢基礎年金請求に付随する請求となるため。</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260272</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 削除された管理項目：「障害基礎年金」を元に戻す

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分
0260272	以下年金に係る受給年金情報を登録・追加・修正・削除・照会できること 老齢基礎年金/遺族基礎年金/寡婦年金/死亡一時金/特別一時金/老齢福祉年金/特別障害給付金/未支給年金	標準オプション機能
0260272 備考欄	(削除) 付加年金、 遺族基礎年金	標準オプション機能

正誤表案

機能ID	機能要件	区分
0260272	以下年金に係る受給年金情報を登録・追加・修正・削除・照会できること 老齢基礎年金/ 障害基礎年金 /遺族基礎年金/寡婦年金/死亡一時金/特別一時金/老齢福祉年金/特別障害給付金/未支給年金	標準オプション機能
0260272 備考欄	(削除) 付加年金	標準オプション機能

※ 第二回ワーキングチームでも本対応事項に対する意見はなく、対応内容について合意済み

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み (改定案)

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-1. 改定案の考え方と進め方

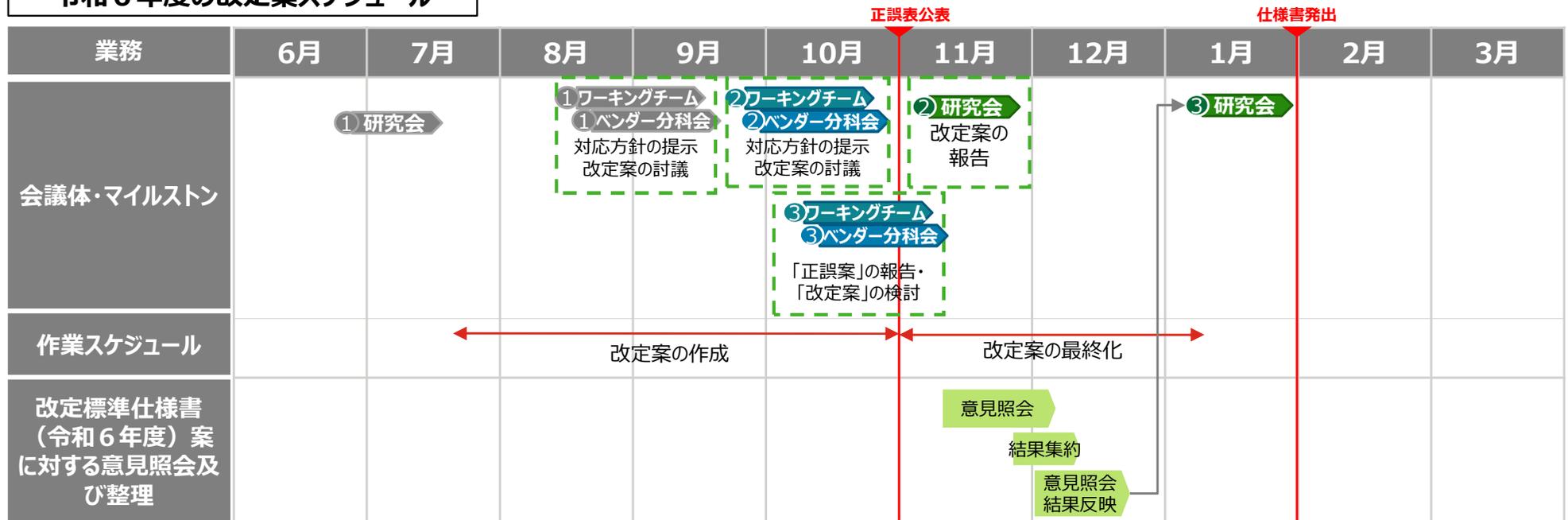
今後の進め方に関しては、11月に研究会を開催し、「改定案」を報告後に全国意見照会を実施することを予定しております。本ページのスケジュールは第二回ワーキングチーム時点のものとなりますので、最新版は資料2でご確認ください。

改定案の考え方

デジタル庁発出の「標準仕様書の改定・運用に関する考え方」に基づき、**令和8年4月1日までの移行完了を目指すために原則として改定は実施しない**（令和7年度までの適合が制度改定等の政策上必要と判断されるものや、研究会等の討議を通じて移行完了に間に合わせる事が必須、且つベンダーが開発可能な範囲と想定される内容の取り込みのみ対応する）。

一方で、現在の標準仕様書において一部、各機能要件間の平仄があっていないこと等により、円滑な移行の妨げになっているご指摘等をいただき、対応が必要となっている。そこで、このような状況に対して、「改定案」といった形で**正誤表とは別に自治体やベンダーに示すことで円滑な移行の支援を実施すること**としたい。

令和6年度の改定案スケジュール



※本ページのスケジュールは第二回ワーキングチーム時点のスケジュールとなります。最新のスケジュールに関しては資料2でご確認ください。

3. 令和6年度標準仕様書改定に向けた取り組み（改定案）

3-2. 令和6年度の検討テーマ

令和5年度からの申し送り事項、令和6年度の新規ご意見について7つの検討テーマに区分します。令和6年度は、検討テーマ③を検討対象とし、また④⑥⑦についても状況を判断の上必要とされる場合には今年度に対応します。

第一回研究会資料から一部抜粋

標準仕様書（1.3版）以降で対応すべき事項

継続

■ 申し送り事項（令和5年度分）

新規

■ 領域間の整合作業

- ・ 標準化全体に共通する事項／横並び調整方針への対応 ※1.1版以降の対応とした事項
 - 横並び調整方針/標準仕様書の改訂・運用等
 - 共通機能の標準
 - データ要件・連携要件の標準
 - 非機能要件の標準
 - ガバメントクラウドの利用基準

■ 法令・制度改定対応

■ 自治体・ベンダーからの意見・質問（令和6年度分）

検討テーマとして再整理

令和6年度の検討テーマ

検討テーマ区分		令和6年度の検討対象	対応方針
①	新規機能・帳票の追加	対象外	令和6年度下期以降に検討
②	新規業務（及び機能・帳票）の追加	対象外	—
③	標準仕様書の精度向上・要件化範囲・内容の最適化	対象	原則、「正誤表」対応 ※議論の状況によって変更
④	法令・制度改定予定の仕様書への反映	対象	制度改定の状況を見すえて対応
⑤	年金機構側の業務変更を伴う事項	対象外	令和8年度以降に対応する
⑥	横並び調整方針への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応
⑦	共通事項の整備への対応	対象	デジタル庁の対応状況に合わせて対応

No.3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除

第一回/第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

本日討議

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■要望： 「※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。」の記載について、「宛名番号による自動入力」の記載から「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名についても手入力を可能とするという要件のように読み取れてしまうため、見直ししてほしい。</p> <p>■理由： 国民年金システムにて「住民記録システム連携に係る」項目である個人番号や氏名を変更する必要はなく、連携される項目については手入力を可能とする必要はないと考える。そのため「住民記録システム連携に係る」項目について手入力を可能とする必要がない旨が明記されるよう記載の見直しをお願いしたい。</p> <p>■該当する機能ID： 0260096、0260274等（全部で37機能が該当）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システムから連携される項目については手入力は不要とする旨を補記する
<p>第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 「住民記録システム連携に係る」項目の手入力を許容しない前提で改定する場合は、「手入力は不要」ではなく「不可」と記載すべきではないか 実務上、住民記録システムから連携されてくる情報が正確ではないことがあるため、入力機能は残しておいた方がよいのではないか 住民記録システムから連携されてくる情報を国民年金システム側で修正することはない 	<p>第一回ベンダー分科会でのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 現状、住民記録システムから連携される項目を修正する機能は想定していない
<p>第二回ワーキングチーム</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 住民情報システムから「死亡日不詳」、「カナ未記入」のデータが連携されてくるケースがある。その際は、国民年金システム側でデータを入力し年金機構に報告する必要がある、手入力機能は必要である 上記のようなケースではメモ機能で対応している 	

No.3 住民記録システム連携される個人番号等手入力要件の削除

機能要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項（改）

- 住民記録システムから連携される項目を修正する機能は開発上想定されておらず、また、ほとんどの構成員において「手入力は不要」であることを確認した。一方で、第二回ワーキングチームでは、住民記録システムから連携され得る情報が「死亡日不詳」、「カナ未記入」などの際に手入力している自治体を確認したため標準オプション機能として「**住民情報システムからの連携情報を修正する必要がある際は、手入力を可能とする機能**」を標準オプション機能として追加し、意見照会を行う
- この要件が必要とされる前提条件を整えた上で全国照会をする
- また、上記機能の追加に伴い、「**管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。**」の記載については削除する方針とする

第二回ワーキングチームご意見を踏まえて修正

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分
0260096	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、受付場所、日本年金機構への報告年月日、報告対象有無区分 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所 ※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。	実装必須機能



改定案（新規）

機能ID	機能要件	区分
0260096	新規取得に係る登録・修正・削除・照会ができること 【管理項目】 基礎年金番号、資格取得の年月日、種別及びその理由、受付年月日、受付場所、日本年金機構への報告年月日、報告対象有無区分 ※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所	実装必須機能
Xxxxxxx	住民記録システム連携により自動入力される項目のうち、連携のされなかった項目については、国民年金システム側で登録・修正・削除ができること	標準オプション機能

- ① 新機能
- ② 新業務
- ③ 最適化
- ④ 制度改
- ⑤ 年機構
- ⑥ 横並
- ⑦ 共通

No.4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加

- ①
新機能
- ②
新業務
- ③
最適化
- ④
制度改
- ⑤
年機構
- ⑥
横並
- ⑦
共通

第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

本日討議

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： 帳票詳細要件において、該当する帳票に受付番号を出力することをシステム印字項目として記載してほしい。</p> <p>■ 理由： 指定都市要件（機能ID：0260088）が追加されたため。</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260088</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 受付番号の出力に関する機能要件の定義を見直す ※付番した受付番号を任意の帳票の任意の箇所へ出力できること

第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見	第一回ベンダー分科会でのご意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 正誤表ではなく「改定」で対応すべきではないか →事前ヒアリングでの正誤表での対応で問題ないことを確認 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「任意の箇所」の記載は明確ではないため対応が難しい。対象となる帳票や受付番号の出力箇所を明確に示してほしい ● 当該システム機能要件は、政令指定都市には実装必須機能となる。受付番号の出力が必須ではない場合、新規のシステム機能要件として追加すべきではないか

対応事項（改）

- 当初の見直し案では記載が曖昧であるとの指摘を踏まえ、機能ID:0260088から政令指定都市要件を切り出し新規機能要件として追加した上で**対象帳票を記載する**。※改定案は次ページの通り

※ **第二回ワーキングチームでも本対応事項に対する意見はなく、対応内容について合意済み**

No.4 受付番号のシステム印字項目としての記載追加

- ①
新機能
- ②
新業務
- ③
最適化
- ④
制度改
- ⑤
年機構
- ⑥
横並
- ⑦
共通

機能要件に関する改定案について以下記載します。

第一回ワーキングチーム/バンダー分科会でのご意見を踏まえて修正

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由	備考
0260088	各申請ごとに受付番号を付番、修正、削除できること ※付番は自動・手動による付番のどちらでも可とする ※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を任意の帳票に出力できること	標準オプション機能		<p>・指定都市は実装必須機能</p> <p>【第1.2版】</p> <p>(追加)</p> <p>・指定都市は実装必須機能</p> <p>※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を任意の帳票に出力できること</p>

改定案（既存と新規）

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由	備考
0260088	各申請ごとに受付番号を付番、修正、削除できること ※付番は自動・手動による付番のどちらでも可とする ※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を任意の帳票に出力できること	標準オプション機能		<p>【第1.2版】</p> <p>(追加)</p> <p>※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を任意の帳票に出力できること</p>

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由	備考
xxxxxxx	各申請ごとに受付番号を付番、修正、削除できること ※付番は自動・手動による付番のどちらでも可とする ※受付番号は行政区毎に付番できること ※付番した受付番号を以下の帳票に出力できること 国民年金被保険者関係届書（申出書）/国民年金保険料免除・納付猶予申請書/国民年金保険料学生納付特例申請書/国民年金障害基礎年金所得状況届/国民年金老齢福祉年金所得状況届/特別障害給付金所得状況届/老齢・補足的な老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届/障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届	標準オプション機能	帳票への受付番号の印字箇所は設計の際の検討事項とする	<p>・指定都市は実装必須機能</p>

No.5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化

- ①
新機能
- ②
新業務
- ③
最適化
- ④
制度改
- ⑤
年機構
- ⑥
横並
- ⑦
共通

第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

本日討議

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： 喪失情報に基づいて終了期間を自動的に変更する項目のうち「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」については、必須ではなく標準オプション機能として記載を変更してほしい。</p> <p>■ 理由： 以下2つの理由による。 ①市町村が管理する申請免除期間とは、受付処理簿としての管理であって、申請時点、承認時点の始期、終期が残されているものであるべきと考えるため ②資格異動や法定免除によって、申請免除の期間を短縮するのであれば、それは直近の免除記録としての管理となるため</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260124（死亡）、0260133（海外転出）、0269155（その他）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の機能要件から「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」を切り出し、標準オプション機能とする

第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見	第一回ベンダー分科会でのご意見
<ul style="list-style-type: none"> ● 自治体としては受付処理簿として受付時の結果を管理する必要があるため受付処理簿としての機能が必要である。免除記録に関しては、可搬型窓口装置を用いて日本年金機構が管理している最新の記録で対応する ● 当該機能を標準オプション化することで、可搬型窓口装置を導入していない自治体は窓口業務において免除承認期間が確認できず説明誤りが生じる可能性や復活処理を誤って行う可能性がある ● 「免除・納付猶予」及び「学生納付特例」の申請は、申請後に行政処分を受けるものであり、行政処分結果を記録することが必要である。行政処分結果が喪失情報に基づいて終了期間を自動的に変更されるのは望ましくなく、本来は行政処分結果と免除記録の管理機能は別で定義すべきである 	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準オプション化について問題ない。一方で、標準オプション化することで自治体の業務が多様化することが懸念される ● 「免除・納付猶予」、「学生納付特例」を標準オプション機能とする場合は「産前産後免除」も合わせて対応してほしい

No.5 免除記録の終了期間の一部自動変更オプション化

- ①
新機能
- ②
新業務
- ③
最適化
- ④
制度改
- ⑤
年機構
- ⑥
横並
- ⑦
共通

機能要件に関する改定案について以下記載します。

第二回ワーキングチーム

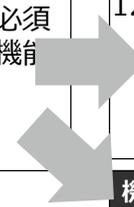
- **受付処理簿と免除記録の2つの機能の考え方・前提を明確にしたうえで意見照会**をしてほしい
- 承認時の免除期間は別で管理しているため**自動変更されることが望ましい**が、全国意見照会を踏まえた対応方針に合わせる
- **可搬型窓口装置**が1つしかないため、自動変更されずに承認時の免除期間を国民年金システムで確認できることが望ましい

対応事項（改）

- ベンダーに免除期間の自動更新後の「**承認時点の免除期間**」の**参照可否**について確認したが、ベンダーによって**開発状況が異なる**ことが判明
- 一方で「**承認時点の免除期間**」が**確認できないと業務に支障をきたす**とご意見いただいている自治体もいるため、**標準オプション機能で改定する方針**で意見照会を行い、**実装必須機能の必要性を自治体に確認した上で最終的な対応方針を決定**する
- 意見照会では、当該機能がなぜ必要なのか、この要件が必要とされる前提条件を整えた上でその背景・理由についても詳細を確認する方針とする

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分
0260124	喪失情報に基づいて、 免除・納付猶予、学生納付特例 、付加情報、法定免除、産前産後免除の終了期間が自動的に変更できること 終了期間：資格喪失日の属する月の前月（ただし、資格取得日と資格喪失日が同月の場合は当月）	実装必須機能



改定案

機能ID	機能要件	区分
0260124	喪失情報に基づいて、付加情報、法定免除、産前産後免除の終了期間が自動的に変更できること 終了期間：資格喪失日の属する月の前月（ただし、資格取得日と資格喪失日が同月の場合は当月）	実装必須機能
xxx xxx x	喪失情報に基づいて、免除・納付猶予、学生納付特例の終了期間が自動的に変更できること 終了期間：資格喪失日の属する月の前月（ただし、資格取得日と資格喪失日が同月の場合は当月）	標準オプション機能

他2機能も同様に対応（機能ID：0260133、0269155）

No.6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理

第一回/第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

本日討議

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： 複数の免除理由について、それぞれ独立して該当日・非該当日の登録・管理をできるようにしてほしい。</p> <p>■ 理由： 要件の考え方・理由に「免除理由について該当する複数の理由毎に登録できることとする」とあるが、複数の免除理由があった場合であっても該当日・非該当日が1つしか入力できない仕様とするような記載に見えるため。</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260234</p>	<ul style="list-style-type: none"> 免除理由が複数ある場合には免除理由ごとに該当日・非該当日を登録できる旨を機能要件に補記する
第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見	第一回ベンダー分科会でのご意見
<ul style="list-style-type: none"> 免除理由が増減する度に、その時点を該当日として日本年金機構へ報告を行っているので、免除理由ごとの該当日／非該当日の登録の機能追加は必要ないのではないかと 途中から免除理由が増えた際は、それぞれの免除理由ごとに該当日・非該当日を管理したい 国民年金被保険者関係届書（申請書）では、複数免除理由がある場合まとめて該当・非該当の年月日を報告している 	<ul style="list-style-type: none"> 複数の免除理由がある場合でも該当日・非該当日をまとめて管理している。実装必須機能とする場合は令和7年度末までの対応は困難である
第二回ワーキングチーム	
<ul style="list-style-type: none"> 国から示されている国民年金被保険者関係届書（申請書）の報告等についてあるべき姿を踏まえて検討してほしい 	

No.6 複数の免除理由の該当日・非該当日の登録・管理

機能要件に関する改定案について以下記載します。

対応事項（改）

- 自治体によって該当日・非該当日の登録・管理方法が異なるため、当該システム機能要件の改定は行わずに、**新規機能要件（標準オプション機能）**として「**免除理由ごとの該当日・非該当日の登録・管理**」機能を追加する。※改定案は次ページの通り
- なお、意見照会では考え方や前提を明確にしたうえで、標準オプション機能の追加について意見を伺う方針とする

第一回ワーキングチーム/ベンダー分科会でのご意見を踏まえて修正

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分
0260 234	<p>法定免除に係る登録・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目】 基礎年金番号、届書等種類（申出書等の名称）、受付年月日、受付場所、免除理由、該当年月日、不該当（消滅・取消）年月日、納付申出有無、処理年月日、免除の始期・終期、納付申出有無（受付年月日、納付申出期間始期、終期）、報告対象有無区分、日本年金機構への報告年月日</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力 がなされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所</p> <p>※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能と する。</p>	実装 必須 機能

改定案（新規）

機能ID	機能要件	区分
xxx xxx x	<p>免除理由が複数ある場合には、免除理由ごとに該当年月日、不該当 （消滅・取消）年月日を登録・修正・削除できること</p>	実装 オプ ション 機能

No.7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加

第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

報告のみ

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： 年金給付について、免除関係の受付同様に、届出・申請・請求に共通するはずの「届書種類」を「年金コード」とセットで管理項目に追加してほしい。</p> <p>■ 理由： 申請や請求書に種類のある受付には、必ず「届書種類」で区別しないとわからない（受付登録時点で、どの種類の裁定書類を受け付けたのか、区別しなければいけない）ため。 ※年金の裁定請求の受付登録も同様で、「年金コード」は、裁定結果がおりたときにつくものであるのと、市町村が受付する年金給付の届書すべてに年金コードがあるわけでない。</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260274、0260278</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理項目として「届書種類」を追加する

第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見	第一回ベンダー分科会でのご意見
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本データリストの受付情報グループにおいて「届書種類」は管理項目として既に定義されている。システム機能要件に「届書種類」を管理項目として追加する場合、年金給付情報グループにおいても管理項目として定義する必要があるのではないか

対応事項（改）

- 基本データリストの受付情報グループで給付関連の「届書種類」定義済みであることを確認したため、基本データリストの修正は行わず、**給付受付関連の機能要件に管理項目「届書種類」を追加**する。※改定案は次ページの通り

※ 第二回ワーキングチームでも本対応事項に対する意見はなく、対応内容について合意済み

① 新機能	② 新業務	③ 最適化	④ 制度改	⑤ 年機構	⑥ 横並	⑦ 共通
----------	----------	----------	----------	----------	---------	---------

No.7 給付受付機能への管理項目（届書種類）の追加

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
0260274	<p>裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号</p> <p>【管理項目（未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。</p>	実装必須機能	<p>必要な情報は窓口装置（WM）にて確認することとし、「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目を対象として定義することとする。</p> <p>機能要件に必要な管理項目の追加。</p>

改定案

機能ID	機能要件	区分	要件の考え方・理由
0260274	<p>裁定請求情報の登録・追加・修正・削除・照会ができること</p> <p>【管理項目（共通）】 基礎年金番号、請求者氏名、届書種類、年金コード、受付年月日、受付場所、裁定年月日、裁定結果、送付年月日、宛名番号</p> <p>【管理項目（未支給年金・寡婦年金・死亡一時金）】 死亡者との続柄、死亡者の基礎年金番号、死亡者氏名、子の加算対象者</p> <p>※住民記録システム連携に係る以下の項目については参照し、自動入力となされ、表示できること 個人番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、生年月日、住所、消除年月日、消除理由 ※ 管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。 ※ 障害基礎年金や遺族基礎年金について、年金受給権者が提出する障害状態確認届や額改定請求書、子の加算、生計維持確認届等の市区町村における法定受託事務に係る届書及び給付情報の登録・修正・削除・照会ができること。</p> <p>※管理項目について、宛名番号による自動入力以外に、手入力も可能とする。</p>	実装必須機能	<p>必要な情報は窓口装置（WM）にて確認することとし、「国民年金市町村事務処理基準」等に基づき、市区町村にて（最低限）管理すべき項目を対象として定義することとする。</p> <p>機能要件に必要な管理項目の追加。</p>

他 1 機能も同様に対応（機能ID：0260278）



No.8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除

機能要件に関する改定案について以下記載します。

報告のみ

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■要望：</p> <p>①検索キー「年金コード」を削除またはオプション化してほしい。</p> <p>②検索キー「旧氏」をオプション化してほしい。</p> <p>■理由：</p> <p>①「年金コード」で検索をすると、該当する対象者が一覧で表示され、検索したい対象者を検索することができないため、検索キーとして保持することは不要と考える。</p> <p>②他業務でも「旧氏」は必須ではないため。</p> <p>■該当する機能ID：</p> <p>0260001、0260002</p>	<p>● 左記①、②の管理項目をオプション化する（機能ID：0260002に追加する）</p>

※ 第二回ワーキングチームでも本対応事項に対する意見はなく、対応内容について合意済み

No.8 検索キー「年金コード」「旧氏」の削除

機能要件に関する改定案について以下記載します。

既存の機能（1.2版）			改定案		
機能ID	機能要件	区分	機能ID	機能要件	区分
0260001	<p>以下の項目で検索できること</p> <p>【検索項目】 個人番号、基礎年金番号、年金コード、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、旧氏・通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（外国人、住民記録登録内・外）、宛名番号、住所</p> <p>※氏名（漢字・カナ）、旧氏・通称等氏名関連項目をまとめて串刺し検索できること ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること</p>	実装必須機能	0260001	<p>以下の項目で検索できること</p> <p>【検索項目】 個人番号、基礎年金番号、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、通称、生年月日（西暦・和暦いずれの検索も可）、性別、住民種別（外国人、住民記録登録内・外）、宛名番号、住所</p> <p>※氏名（漢字・カナ）、通称等氏名関連項目をまとめて串刺し検索できること ※対象者検索により、該当者が複数存在した場合は、該当した対象者すべてを一覧で確認できること</p>	実装必須機能
0260002	<p>以下の項目で検索できること</p> <p>【検索項目】 住民番号、世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給資格者番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧市区町村名（転入前の直近に限る）、住民記録（現存・削除）、生年月日、メモ、特記事項、地番</p>	標準オプション機能	0260002	<p>以下の項目で検索できること</p> <p>【検索項目】 住民番号、世帯番号、電話番号、方書、行政区、受給資格者番号、旧年金番号（直近の基礎年金番号（基礎年金番号の統合前の番号も含む））、旧市区町村名（転入前の直近に限る）、住民記録（現存・削除）、生年月日、メモ、特記事項、地番、年金コード、旧氏</p>	標準オプション機能

4. 本会議における討議事項

No.9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加

- ①
新機能
- ②
新業務
- ③
最適化
- ④
制度改
- ⑤
年機構
- ⑥
横並
- ⑦
共通

第一回/第二回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

本日討議

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■要望： 住民記録システムとの連携の他に、福祉窓口で管理する被保険者情報を連携・保持できるように記載を見直ししてほしい。</p> <p>■理由： 以下2つの理由による。 ①支援措置対象者の情報について、住民記録システムとの連携で把握できる方は全体の一部（80%程度を想定）であり、住民記録システム連携分以外（20%）があると想定されるため。 ②上記が各業務で独自登録されている、または別業務システムからの連携登録となっていると想定されるため。</p> <p>■該当する機能ID： 0260071</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システムのみでの連携に限らないことを表現する目的で、「住民記録システム」の記載を「住民記録システム等」に修正する。 管理項目や帳票の追加等の対応を講じる場合は新機能開発となるため、令和8年以降に改定の要否も含めた検討を行う。
第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見	第一回ベンダー分科会でのご意見
<ul style="list-style-type: none"> 管理項目や帳票の追加等の対応についても令和7年度末の移行完了に間に合わせるよう標準仕様書を改定すべきではないか 上記の標準仕様書改定にあたっては、ベンダー構成員の意見を反映することが必要である 「等」の追加のみでは必須のシステム機能要件として適当ではないので記載を見直すべきではないか 住民票と居所が一致しない場合においても、住民票がある自治体の窓口で対応するケースは発生するため住民記録システム以外で保持している支援措置対象者情報についても国民年金システムで管理することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> 現状、住民記録システムからの情報連携しか想定しておらず、他システムからの連携は開発への影響が大きい その他のシステムからも連携がある場合は、連携元の業務を特定し連携要件を定義いただく必要があるのではないかと パッケージシステムの共通機能として支援措置機能を保有しており、他システムから支援措置対象者情報の連携を受ける仕様は想定していない 住民記録システム以外で登録された情報が、国民年金システムで保持してよい情報であるかを整理する必要があるのではないかと
第二回ワーキングチーム	
<ul style="list-style-type: none"> 住民記録システム以外で保持している支援措置対象者の情報はデータ以外で連携を受けることがあり、その際は手入力での登録を行う。そのため、後述の「支援措置対象者情報の連携イメージ」の②～④の機能はオプション機能でよいのでセットで追加してほしい 	

No. 9 支援措置対象者の任意の情報連携先の追加

- ①
新機能
- ②
新業務
- ③
最適化
- ④
制度改
- ⑤
年機構
- ⑥
横並
- ⑦
共通

システム連携に関する機能要件の改定案として以下記載します。

対応事項（改）
<ul style="list-style-type: none"> ● 住民記録システム以外で支援措置対象者情報を有している場合の連携も可能とする旨を当該システム機能要件に追記する。また、連携元の登録システム情報等の管理項目の追加、支援措置情報の登録・修正・削除・照会機能も合わせて追加する（標準オプション機能） ● この要件が必要とされる前提条件を整えた上で、市町村の国年システムに必要な機能か否かを全国照会をする

既存の機能（1.2版）

機能ID	機能要件	区分
0260071	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、本籍・筆頭者、操作年月日、操作日時、転出予定日、転出先（国名等）、届出日、異動日	標準オプション機能

第二回ワーキングチームでのご意見を踏まえて修正

改定案（右2件のみ新規）

機能ID	機能要件	区分
0260071	住民記録システムとの連携を行い、住民記録システムの住民情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 個人番号、宛名番号、生年月日、氏名（漢字・カナ・ローマ字）、性別、郵便番号、住所、国籍、旧氏・通称、世帯番号、支援措置対象者情報、世帯主、続柄、住民記録における異動履歴、本籍・筆頭者、操作年月日、操作日時、転出予定日、転出先（国名等）、届出日、異動日	標準オプション機能

機能ID：0260071は改定せずに残す

後述の「支援措置対象者情報の連携イメージ」の④はEUC機能を活用し対応することを想定
機能ID：0260049
基本データリスト：支援措置対象情報(支援措置区分、開始年月日、終了年月日 等)

機能ID	機能要件	区分
xxxxxxx	後述の「支援措置対象者情報の連携イメージ」の①に対応 住民記録システム以外の支援措置対象者情報を有するシステムとの連携を行い、支援措置対象者情報について、国民年金システムにて保持できること 【管理項目】 支援措置対象者情報、登録システム（連携元）	標準オプション機能
xxxxxxx	後述の「支援措置対象者情報の連携イメージ」の②、③に対応 支援措置対象者情報を登録・修正・削除・照会できること 【管理項目】 支援措置対象者情報、登録システム（連携元） ※ 支援措置対象者情報について、システム連携により登録された情報と、国民年金システムにて登録した情報を区別して管理できること	標準オプション機能

No.10 「消除事由」の判別方法

第一回ワーキングチーム及びベンダー分科会でいただいたご意見について以下記載します。

報告のみ

主なご意見（ご要望）	対応事項
<p>■ 要望： 日本年金機構への資格喪失に関する報告にあたっては、出入国在留管理庁による通知を受けて住基を職権消除した際の消除事由を用いているところ、「住民記録システム標準仕様書」に定義されている消除事由に係る管理項目（消除の事由）では、現状確認できている消除事由が定義されていないため、住民記録システムとの連携で確認ができないと考えるが、この場合の対応方法について示してほしい</p> <p>■ 理由： 日本年金機構への報告を正確に行うためには「消除事由」を把握する必要があるため。</p> <p>■ 該当する機能ID： 0260189</p>	<ul style="list-style-type: none"> ワーキングチームでの討議を踏まえ「消除事由」を住民記録システムからの連携項目として必要と判断した場合、連携に向け検討を進める
第一回ワーキングチーム/事前ヒアリングでのご意見	第一回ベンダー分科会でのご意見
<ul style="list-style-type: none"> 消除事由を国民年金システムに連携するためには、住民記録システムのシステム機能要件についても見直しが必要ではないか 	<ul style="list-style-type: none"> 対応事項に記載の通りの方針で問題ない

対応事項（改）

- 住民記録システム及び、データ要件・連携要件で対応が必要となるため、今後、制度管轄所管庁と調整を進める。

※ 第二回ワーキングチームでも本対応事項に対する意見はなく、対応内容について合意済み

当該スライドについては、事実誤認を含んでおりましたため、フロー図部分をグレーアウトとしています。次ページをご確認いただきますようお願いいたします。

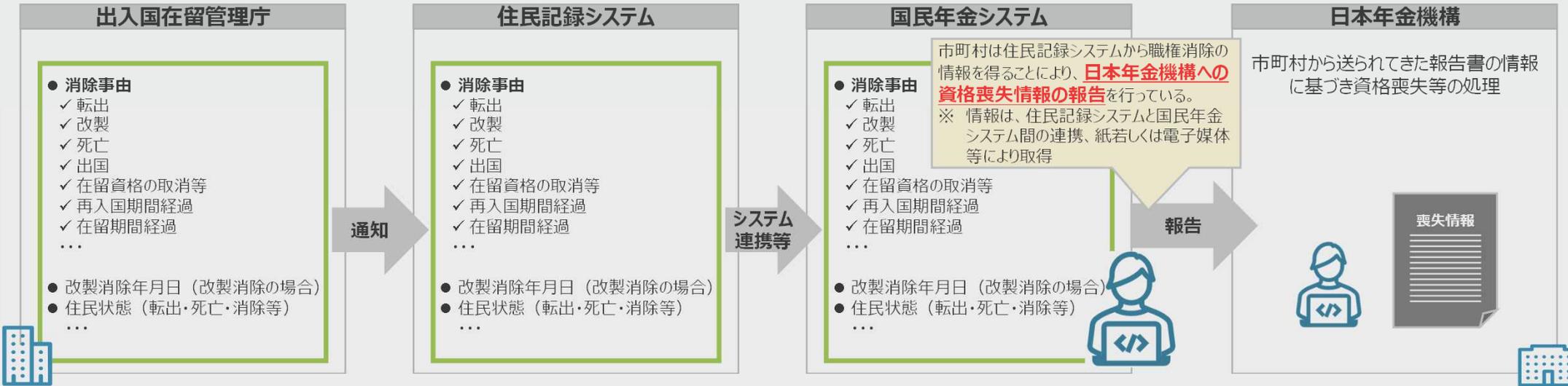
No.10 「消除事由」の判別方法 (参考) 「消除事由」に関わる業務フロー

凡例

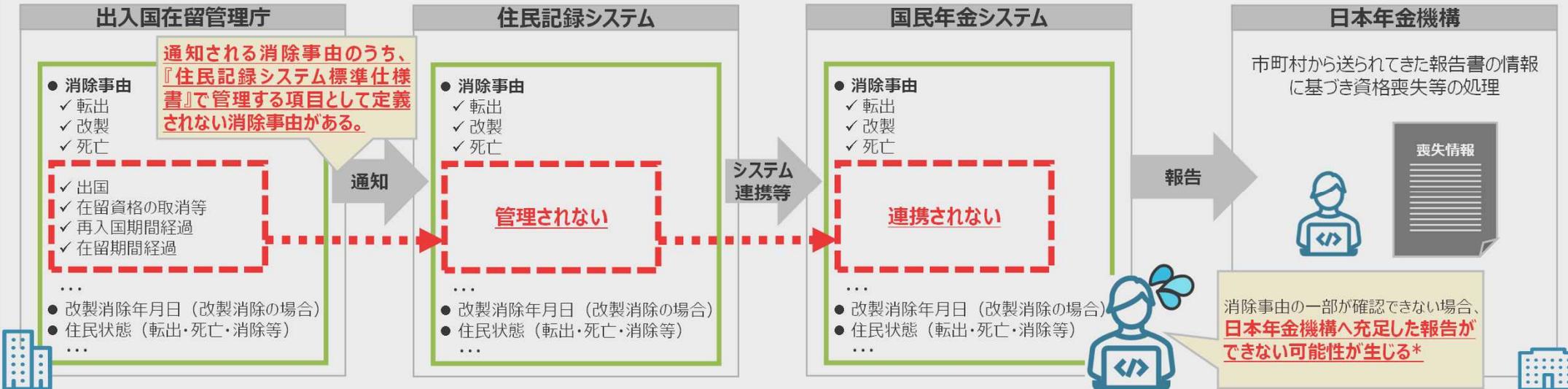
職権消除の情報

住民記録システムに定義がない消除事由の一部項目

標準化前 (現在)



標準化後 (令和8年度以降)



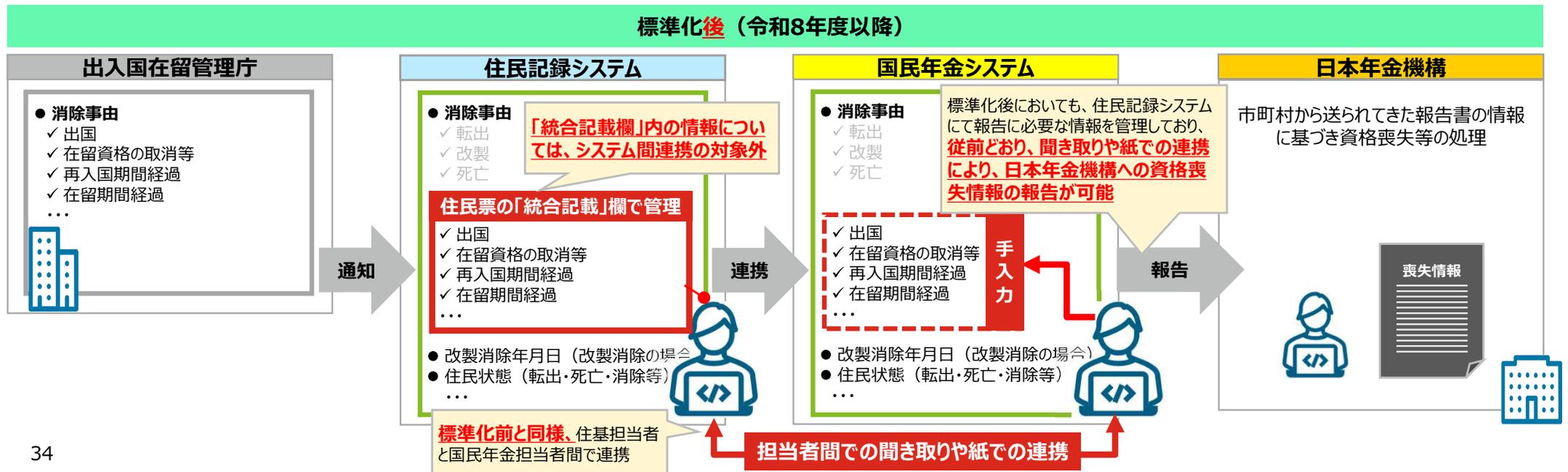
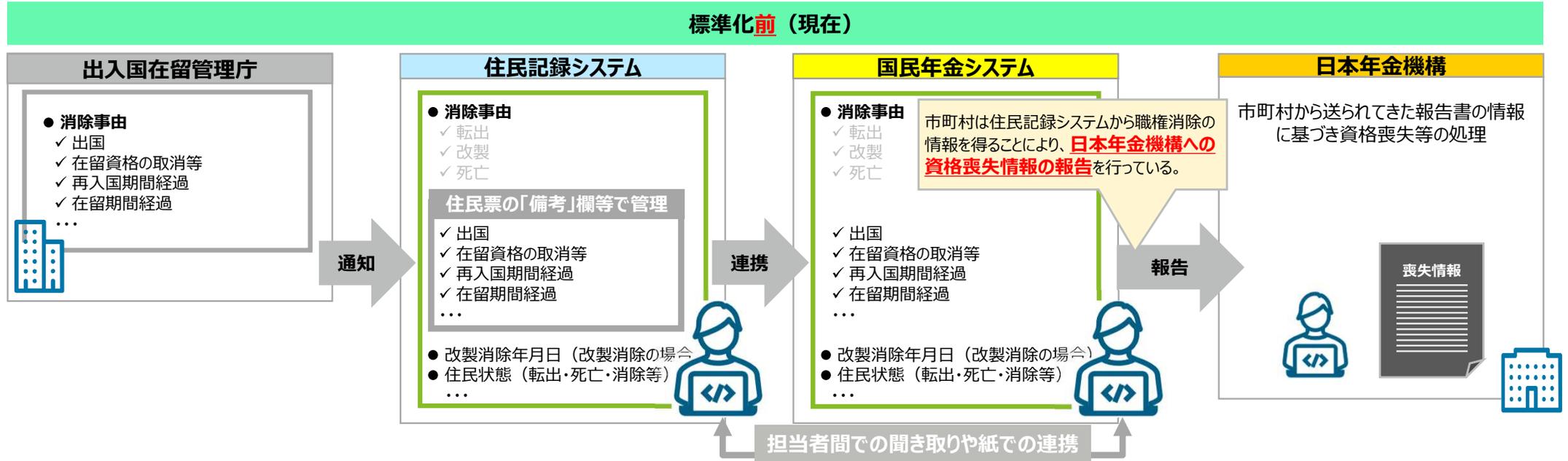
* 現在は住民記録システムから連携される「消除事由」を確認し、事由ごとに「資格喪失」あるいは「居所不明」、また「資格喪失年月日」などを判断して日本年金機構へ報告することができているが、『住民記録システム標準仕様書』では管理項目として定義されていない

No.10 「消除事由」の判別方法

(参考) 「消除事由」に関わる業務フロー

凡例

消除に係る情報



5. 今後の討議事項(案)

5. 今後の討議事項(案)

「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、以下については今後の討議事項(案)として整理。令和8年度以降での対応に向けて適切な時期に検討を進める方針で第二回ワーキングチームでも合意済み

No.	タイトル	主なご意見（ご要望）	対応方針
1	「同一生計配偶者」と「控除対象配偶者」の記載	<p>■ <u>要望</u>：</p> <p>市町村確認書（免除・学特）の「控除対象配偶者」の記入を求める欄の記載について、「控除対象配偶者」ではなく、政令に基づいた「同一生計配偶者」の記載に修正すべきではないか。</p> <p>■ <u>理由</u>：</p> <p>本来の法令上規定されている「同一生計配偶者の有無」の確認項目が「控除対象配偶者」に置き換えられており、適切ではないと考えるため。</p> <p>■ <u>該当する帳票詳細要件ID</u>：</p> <p>0260005、0260007</p>	<p>✓ 帳票レイアウト修正等が発生する比較的規模の大きな修正となるため、日本年金機構とも調整の上、令和8年度以降での対応を検討する</p>
2	「障害基礎年金相談シート」にそった管理項目を追加の要望	<p>■ <u>要望</u>：</p> <p>現在、紙ベースの「障害基礎年金相談シート」で行っている「障害年金相談・受付・請求」における相談事跡の業務について、管理項目を追加し国民年金システム上で入力管理できるように対応してほしい。</p> <p>■ <u>理由</u>：</p> <p>相談事跡が非常に重要な業務であるが、紙ベース（障害基礎年金相談シート）での複数回の記録、請求までの対応が煩雑であるため。また、機能要件の「備考メモ」では、相談記録の機能をカバーできないため。</p> <p>■ <u>該当する機能ID</u>：</p> <p>—</p>	<p>✓ 新規機能追加に関するご意見であるため、令和8年度以降で対応を検討をする</p>

5. 今後の討議事項(案)

「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、以下については今後の討議事項(案)として整理。令和8年度以降での対応に向けて適切な時期に検討を進める方針で第二回ワーキングチームでも合意済み

No.	タイトル	主なご意見（ご要望）	対応方針
3	交付金事務：来訪相談件数を把握するための機能の要望	<p>■ 要望： 標準化後のシステムで、来訪相談件数を集計できる機能を実装してほしい。</p> <p>■ 理由： 相談件数の集計は自治体の負担となっている。また、本件は会計検査院から、協力連携事務にかかる相談件数を控えるように指摘されており、システムで対応することが必要と認識しているため。</p> <p>■ 該当する機能ID： —</p>	
4	交付金事務：勸奨に係る協力連携事務の機能追加の要望	<p>■ 要望： 協力連携事務に必要な機能は、実装必須機能として追加してほしい。</p> <p>■ 理由： 協力連携事務に必要な機能は基本的に「標準オプション機能」となり、ほとんどの場合は実装されないと想定されるため。</p> <p>具体的な機能例： (1) 未納者等への免除申請勸奨を実施するための機能 (2) 産前産後免除申請勸奨を実施するための機能 (3) 年度途中該当者への給付金請求勸奨を実施するための機能</p> <p>■ 該当する機能ID： —</p>	<p>✓ 今後、「交付金事務」の標準化に向けた検討を実施する予定であり、その中で要望について対応する</p>

5. 今後の討議事項(案)

「標準仕様書に関するご意見」でいただいたご意見のうち、以下については今後の討議事項(案)として整理。令和8年度以降での対応に向けて適切な時期に検討を進める方針で第二回ワーキングチームでも合意済み

No.	タイトル	主なご意見（ご要望）	対応方針
5	税務システムにおける16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能追加の要望	<p>■ <u>要望</u> :</p> <p>税務システムにおいて、標準化後は16歳以上19歳未満の扶養親族のカスタム値の機能を保持しなくなるが、国民年金の免除試算へ影響するので実装するべきではないか。</p> <p>■ <u>理由</u> :</p> <p>国民年金の免除試算へ影響するため。</p> <p>■ <u>該当する機能ID</u> :</p> <p>—</p>	<p>✓ 「税務システム標準仕様書」の定義状況を確認の上、国民年金業務における対応方針を検討する予定</p>

EOF